

広島市水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和4年6月20日

次のとおり提案書の提出を招請します。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 村上 裕之

1 業務の概要

(1) 業務名

広島市水道料金等徴収業務

(2) 業務の内容

別紙「広島市水道料金等徴収業務基本仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 概算事業費

本業務は、3,258,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）程度を想定している。

（年度別内訳）

令和4年度： 0円

令和5年度：813,650,000円

令和6年度：814,320,000円

令和7年度：814,980,000円

令和8年度：815,650,000円

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。

手続き等の詳細については、別紙「広島市水道料金等徴収業務に係る公募型プロポーザル応募要項（以下「プロポーザル応募要項」という。）」のとおり。

3 事業担当課

広島市水道局営業部営業課（業務管理係）（広島市水道局基町庁舎7階）

〒730-0011 広島市中区基町9番32号

電話 082-511-6955（直通）

FAX 082-221-3110

電子メール eigyo@city.hiroshima.lg.jp

4 応募資格

この手続きに応募できる者は単独の法人とし、次に掲げる要件に全て該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 広島市競争入札参加資格の「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「役務の提供の施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-15 その他」に登録

されている者であること。

- (3) 平成24年4月1日以降に、東京都又は政令指定都市が発注した1契約において2年以上継続して履行した次の業務（現在履行中の業務を含む。）の実績を有する者であること。
- ・ 給水人口20万人以上の受託区域における水道料金徴収業務（仕様書に規定する調定及び滞納整理に類似する事務を含む業務をいう。）
- なお、共同企業体による実績は認めない。
- (4) 予定する現場責任者及び副現場責任者の選任・配置に関し、次のいずれにも該当していること。
- ア 常時雇用関係にある従業員を仕様書に規定する現場責任者及び副現場責任者に選任できる者であること。
 - イ 現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に1名ずつ常駐させることができる者であること。
 - ウ 副現場責任者を仕様書に示す5か所の営業所に配置（営業所の兼任を認める。）できる者であること。
- (5) 次に掲げる広島市水道局指定給水装置工事事業者に係る指定基準のいずれにも適合し、メーター撤去による給水停止、解除その他の技能を有する者であること。
- ア 水道法第25条の4第1項に規定する給水装置工事主任技術者を本業務の従事者から1名以上選任できる者であること。
 - イ 水道法施行規則第20条に規定する4つの種別の機械器具について、種別ごとに1個以上を有することができる者であること。
 - ウ 次のいずれにも該当しない者であること。
 - (ア) 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たっての必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - (イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (ウ) 水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から、契約締結の日までに2年を経過しない者
 - (エ) 指定給水装置工事事業者の指定を取り消され、その取消の日から、契約締結の日までに2年を経過しない者
 - (オ) 給水装置工事の業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - (カ) 役員のうちに前記(ア)から(オ)までのいずれかに該当するものがある者
- (6) 公示の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分（本件プロポーザルに係る業務内容を含む処分に限る。）又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (7) 次のいずれにも該当していないこと。
- ア 会社法の規定による清算の開始、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった者（会社更生法の規定による更正手続開始若しくは更生計画認可の決定又は民事再生法の規定による再生手続開始若しくは再生計画認可の決定を受けた者で、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）
 - イ 手形若しくは小切手の不渡りにより手形交換所による取引停止処分があった事実若しくは銀行若しくは主要取引先から取引の停止を受けた事実があり、経営状況が健全でないと判断される者
- (8) このプロポーザルに応募しようとする他有資格業者のうちに、次に掲げる資金的関係又は人的関係において密接な関係を有する者がいないこと。
- ア 親会社等と子会社等

- イ 親会社等が同一である子会社等
 - ウ 代表権を有する者が同一である会社等
 - エ 役員等に兼任がある会社等（一方の役員が他方の会社の管財人（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。）を兼任している場合を含む。）
 - オ 役員等が夫婦、親子又は兄弟姉妹の関係にある会社等
 - カ 上記アからオまでが複合した関係にある会社等
 - キ 本店、支店等の営業所の所在地が同一場所にありプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
 - ク 社員が他の会社等の事務や営業にかかわっておりプロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
 - ケ 組合とその構成員
 - コ 共同企業体とその構成員
 - サ その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる会社等
- (9) 本業務のプロポーザル審査委員会の委員又は当該審査委員会によって選任された学識経験者が、自ら主宰し、又は役員、顧問、被用者その他の密接な関係にあり、プロポーザルの適正さが阻害されると認められる者でないこと。
- (10) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。（応募資格確認申請書に、「広島市税の納税証明書」及び「消費税及び地方消費税の納税証明書」の写し等の添付を要する。）
- (11) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得している者であること。
- (12) 業務を受注したときは、業務を履行するために必要な物品等の売買その他の契約において、広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第1項から第5項までに掲げる者を、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講ずることができる者であること。
- 5 プロポーザル応募要項等の交付方法
プロポーザル応募要項等の関係書類は、広島市水道局のホームページに掲載している。
具体的には、広島市水道局のホームページ(<https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ下方（ご利用ナビ）の「入札・契約情報」→「入札・発注情報」の「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」に表示する「令和4年度案件」のリンク先からダウンロードできる。
ただし、これによりがたい場合（ダウンロードできない場合を含む。）は、次により配付する。
- (1) 配付期間
公示日から令和4年8月25日（木）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。以下同じ。）を除く。）
- (2) 配付場所
前記3の事業担当課
- 6 応募資格確認申請書の提出
- (1) 提出期間
公示日から令和4年7月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで（広島市の休日を除く。）
- (2) 提出場所
前記3の事業担当課

- (3) 提出方法
持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）
- (4) 応募資格確認結果の通知
応募資格確認申請書の受理、審査後、応募者に速やかに書面にて通知する。

7 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付
 - ア 受付期間 公示日から令和4年8月3日（水）までの午前8時30分から午後5時まで
（広島市の休日を除く。）
 - イ 受付場所 前記3の事業担当課
 - ウ 受付方法 質問書に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。
なお、質問書の様式については、別紙「プロポーザル応募要項」のとおり。
- (2) 質問に対する回答
前記(1)の質問に対する回答は、質問を受けた日から、5日以内（広島市の休日は含まない。）
に質問者に直接回答するとともに、広島市水道局のホームページに掲載する。

8 提案書の提出

- (1) 提出期限 令和4年8月25日（木）までの午前8時30分から午後5時まで
- (2) 提出場所 前記3の事業担当課
- (3) 提出方法 持参又は宅配便（提出期限までに必着のこと。）

9 審査

- (1) 審査方法
提案内容のヒアリング（非公開）を実施し、広島市水道料金等徴収業務プロポーザル審査委員会において、公平、公正及び客観的に審査・評価を行う。
- (2) 審査基準
プロポーザル応募要項別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 審査結果等の通知
受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和4年9月下旬から中旬を予定）

10 その他

- (1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 次に掲げる提案書は、無効とする。
 - ア 本件公示に示した応募者に必要な資格を有しない者の提案書
 - イ 応募資格確認申請書、添付書類及び提案書等に虚偽の記載をした者又はその他不正の行為をした者の提案書
 - ウ 提案書の提出に関する条件に違反した者の提案書
- (3) その他、詳細はプロポーザル応募要項による。